

陳情第1号

『京丹後市学校適正配置基本計画（案）』の拙速な審議・採決をされないことを
求める陳情書

令和3年2月15日付けで受理した別紙の陳情書を、議会運営委員会の決定により
配付する。

令和3年2月25日 配付

京丹後市議会議長 金田 琮 仁



令和3年1月27日

京丹後市議会議長 金田琮仁 様

上宇川連合区長 小倉 伸

『京丹後市学校適正配置基本計画（案）』の拙速な審議・採決をされないことを求める陳情書

《陳情趣旨》

令和2年12月、宇川地区の上下の連合区長に対して、教育委員会から第2次の京丹後市学校再配置基本計画（以下、第2次基本計画）の説明がありました。それによると、今後5年間で1学級10人を下回る学級が複数予想される学校を適正配置の対象とし、宇川小学校を丹後小学校に適正配置する意向が伝えられました。上宇川地区においてはこの説明内容を書面で各地区区長に伝えており、また、1月21日に学校適正配置の保護者説明会が宇川小学校にて開催されたと聞いています。

しかし、京丹後市においても新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急措置期間中の会議等開催について、延期や中止する対応を自治会にも求められており、学校保護者の学校適正配置に係る意見聴取、就学前児童の保護者ならびに区民への説明や話し合いの場を自治会が設けることが困難になっており、住民においても会議・集会への参加の不安を抱えています。

「学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。」（文部省：昭和48年通達）と言われてはいますが、地域の中からは、第2次基本計画の策定のため、昨年実施された聞き取り調査や昨年12月に行われた計画説明の在り方や内容についての批判も少なからず出ています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による会議・集会等の開催制限により、地域住民の意向聴取を行うことが困難な状況にあるなか、住民の意向に配慮した合意形成なしに、拙速に、3月議会において第2次基本計画が上程され、審議・採決されることは適切とは言えません。よって『京丹後市学校適正配置基本計画（案）』の拙速な審議・採決をされないことを求めます。

《陳情項目》

- 1 『京丹後市学校適正配置基本計画（案）』の拙速な審議・採決をされないことを求めます。

平区長 田中貞和 井上区長 小倉 伸 中野区長 大下 孝 井谷区長 松井邦行

畑区長 山本 泰 遠下区長 三宅忠嗣 鞍内区長 古田泰文

連絡先 小倉伸 〒627-0233 京丹後市丹後町

電話